

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

2024 年 6 月 28 日

静岡県知事  
鈴木 康友 殿

提出者

住 所 静岡県伊豆の国市長岡1129

氏 名 順天堂大学医学部附属静岡病院  
院長 佐藤 浩一

電話番号 055-948-3111

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	順天堂大学医学部附属静岡病院
事業場の所在地	静岡県伊豆の国市長岡1129
計画期間	2024年4月1日から2025年3月31日まで

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	816 高等教育機関(大学附属病院)
② 事業の規模	病床数 633床
③ 従業員数	2,126名(2024年4月1日現在)
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙 図2を参照

(日本産業規格 A列4番)

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙 図3を参照

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和 5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	引火性廃油
	排出量	400,945 t	1,454 t
	(これまでに実施した取組) ・ ディスポ製品増加に伴い排出量が増加し、適切に分別を行い、医療事故、感染防止に支障のない範囲で排出抑制に努めた。 ・ 廃棄物管理委員会での状況分析及び対策の立案		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	引火性廃油
	排出量	364 t	1.5 t
	(今後実施する予定の取組) ・ 感染性廃棄物については非感染性廃棄物との分別徹底を図り、排出抑制に努める。 ・ VRE対応のため、今後もディスポ製品の使用量が増加が見込まれるが、患者数、手術件数も増加しており削減が難しい状況である。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 感染性廃棄物に関しては、排出物の形状により分別し分別を行っている。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 今後もディスポ製品使用の増加が見込まれるため、感染防止に支障の無い範囲で分別の徹底を強化する。

## (第3面)

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和 5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	引火性廃油
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	引火性廃油
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組)		

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和 5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	引火性廃油
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	引火性廃油
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
(今後実施する予定の取組)			

## (第4面)

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（令和 5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	引火性廃油
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	引火性廃油
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組)		

## 特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和 5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	引火性廃油
	全処理委託量	346.291 t	1.422 t
	優良認定処理業者への処理委託量	0 t	1.422 t
	再生利用業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組)		

②計画	<b>【目標】</b>		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	引火性廃油
	全 処 理 委 託 量	400 t	2 t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	0 t	2 t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	0 t	0 t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	0 t	0 t
	<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>優良認定業者を除く委託業者(収集運搬・処理業者)が契約書どおりに、適正に処理を行っているか現地確認を行い確認する。今年度も早急に現地確認を実施する。</p> <p>また、定期的に委託業者(収集運搬・処理業者)との情報交換を行い処理状況について確認する。</p>		
電子情報処理組織の使用 に関する事項	<b>【前年度(令和5年度)実績】</b>		
	特別管理産業廃棄物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	347.713 t	
	<p>(今後実施する予定の取組等)</p> <p>電子マニフェストを導入済みのため特に無し。</p>		
※事務処理欄			

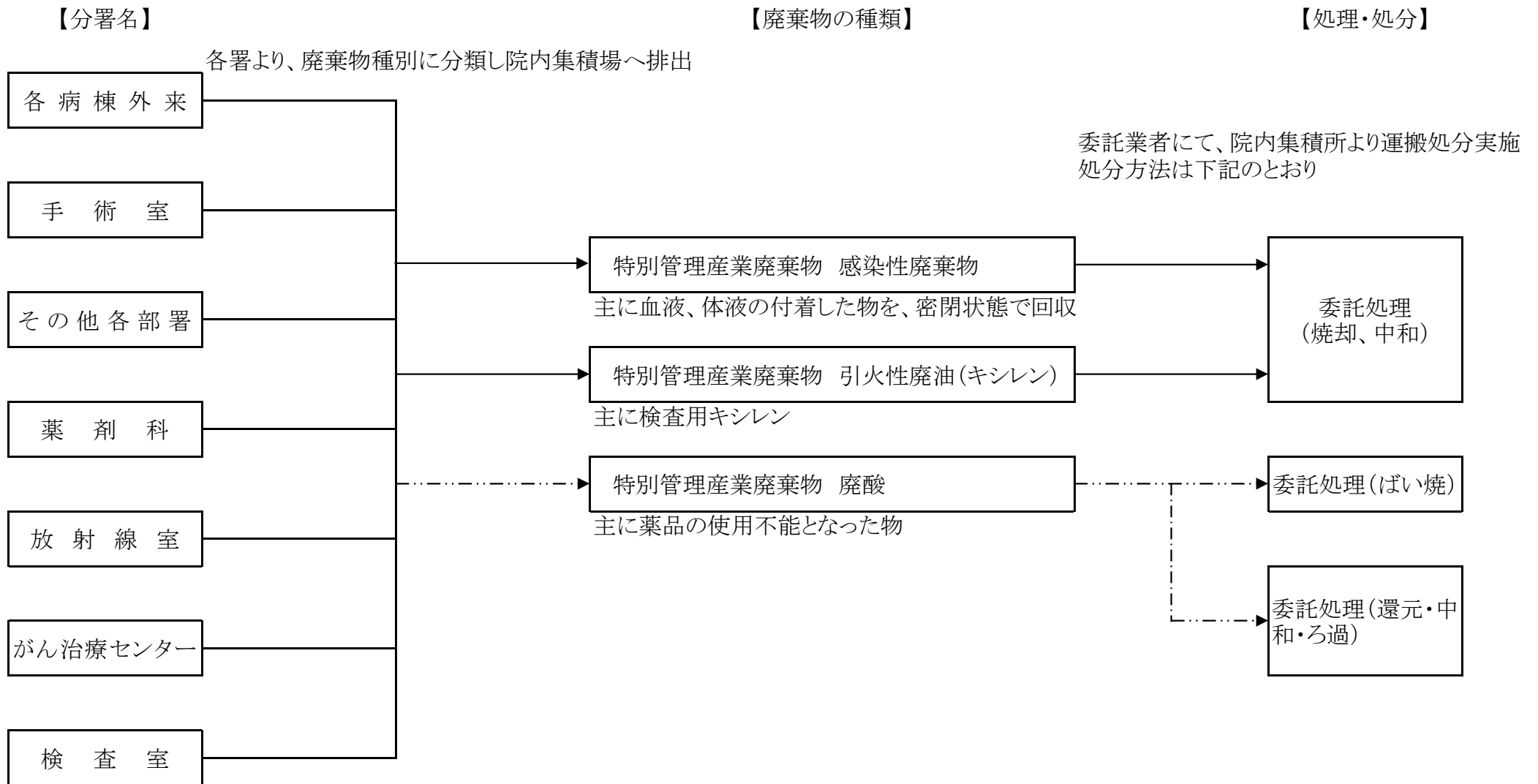
(第6面)

備考

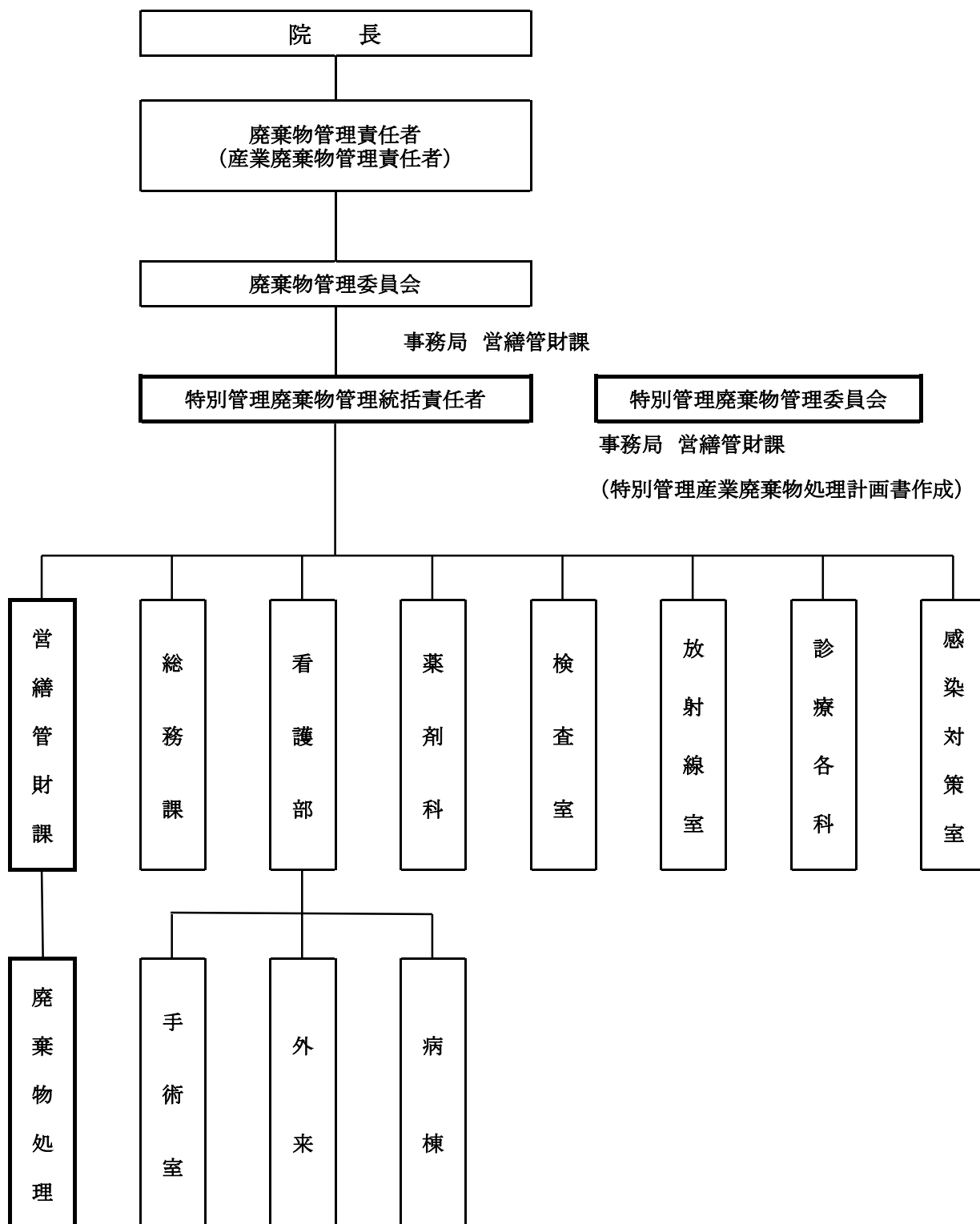
- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

# 廃棄物処理フロー図

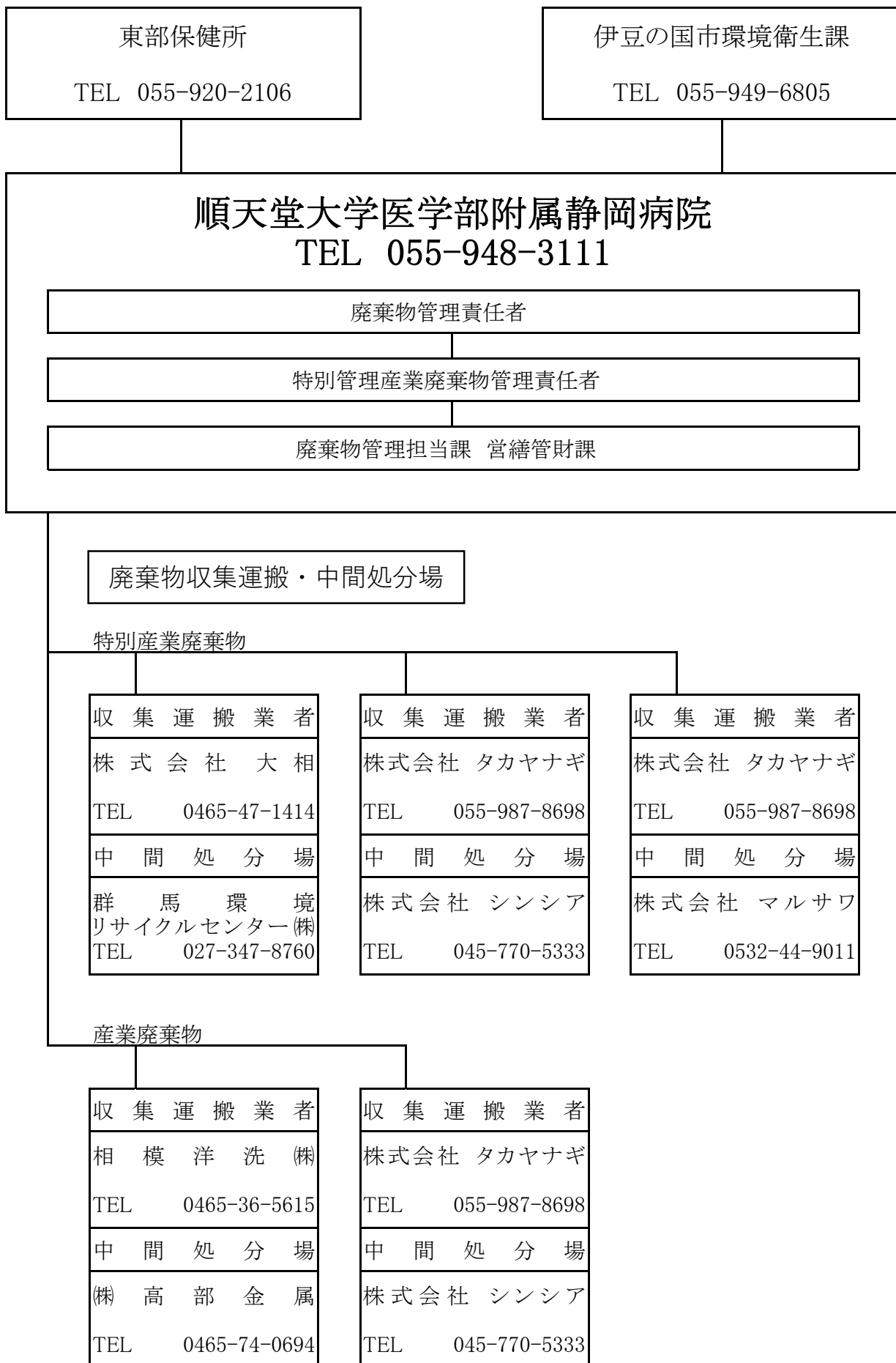
図2



# 特別管理廃棄物管理体制







東部保健所  
TEL 055-920-2106

伊豆の国市環境衛生課  
TEL 055-949-6805

順天堂大学医学部附属静岡病院  
TEL 055-948-3111

廃棄物管理責任者

特別管理産業廃棄物管理責任者

廃棄物管理担当課 営繕管財課

廃棄物収集運搬・中間処分場

特別産業廃棄物

収集運搬業者  
株式会社 大相  
TEL 0465-47-1414

中間処分場  
群馬環境  
リサイクルセンター(株)  
TEL 027-347-8760

収集運搬業者  
株式会社 タカヤナギ  
TEL 055-987-8698

中間処分場  
株式会社 シンシア  
TEL 045-770-5333

収集運搬業者  
株式会社 タカヤナギ  
TEL 055-987-8698

中間処分場  
株式会社 マルサワ  
TEL 0532-44-9011

産業廃棄物

収集運搬業者  
相模洋洗(株)  
TEL 0465-36-5615

中間処分場  
(株)高部金属  
TEL 0465-74-0694

収集運搬業者  
株式会社 タカヤナギ  
TEL 055-987-8698

中間処分場  
株式会社 シンシア  
TEL 045-770-5333